

の条に記事がある。このほか、宣徳四年四月辛丑・五月丁巳の条にも入貢の記事がある。

(3) 八千斤 原文では八拾斤。当時、硫黄の入貢額は通例数千斤であり、誤記と思われる。

(4) 千戸所 明代の兵制の衛所組織の一つ。千戸を長とし、兵士一千人を指揮下に置く。瑞安千戸所は浙江省温州府瑞安県南東に置く。

(5) 舳底 船底。

国王尚巴志より礼部あて、海船の賜与と附搭貨への銅錢給与に対する謝恩の進貢の事、附搭貨への永楽錢給与を請う事、海船の修理を請う事の咨(一四三一、三、一九)

琉球国中山王尚巴志、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、謝恩の事。長史梁回・使者達旦尼等の告に随扈するに称すらく、宣徳三年(一四二八)、本国の差を蒙り、表文・方物を齎捧して、欽差の内官柴山の来船に附搭し、装載して京に赴く。謝恩の事完り、梁回等、呈を備え礼部に前赴し、船隻を賜わり回國して往來し朝貢するを奏するを告乙せるに縁り、海船一隻を欽賜

せられて国に到り、並びに衣服等の件を齎す。呈して施行を乞う、と。長史鄭義才・使者南者結制等に随扈するに、表文・方物を齎捧して各々船隻を駕し、装載して京に赴き謝恩す。所有の附搭の蘇木等の物は、給価の銅錢を欽賜せられて国に到る、と。此れを得て、前事を参照するに理として合に通行すべし。今、使者由南結制を遣わし、使者謂慈勃也等と同に、共に表文一通を齎捧し、及び洪・恭等字号海船三隻に坐駕し、馬六十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き謝恩せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。今、使者由南結制等、洪字号海船一隻に坐駕し、蘇木・胡椒を附搭する有り。如し給価を蒙らば、上年の事例に照らして永楽通宝錢を支給し、回國して流通し伝用するを乞う。其の余の船隻の附搭の数は、乞う、常例に依りて絹匹等の物を給価せんことを。誠に便益と為す。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。使者由南結制等の告に扈するに称すらく、永楽十六年(一四一八)の間、欽依して福建に於て□□に撥与せる洪字号海船一隻、国に到り、逐年往來し朝貢し、今に経るまで年久しく、船身並びに楨榦は俱に各々損壞す。告して施行を乞う、と。此れを得て参照するに、原王相懷機等の領駕し來れる船に係わるの外、見(けん)に本国、木料を産せざるに縁り、式に依りて修理し堅固ならしむる能わず。乞(こ)為う、具奏して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）三月十九日

謝恩等の事

此の一起 洪字船は馬二十五匹を買す 恭字船は馬二十四匹・硫黄二万斤小、今報ず一万斤正、を買す 盤字船は馬二十匹・硫黄二万斤小、今報ず一万斤正、を買す

咨

注 (1) 達旦尼 この遣使の時の咨（一六〇九）では達他尼と表記する。

(2) 長史鄭義才：謝恩す この遣使については（一六〇七）参照。

(3) 由南結制 この入貢は『明実録』宣徳六年八月辛亥・九月丁卯の条に記事がある。

(4) 謂慈勃也 この入貢は『明実録』宣徳六年九月乙亥・辛巳の条に記事がある。

(5) 上年の事例 上年は去年。ここでは先年の事例の意か。（一六〇七）参照。

(6) 常例：給価せん 『歴代宝案』中の洪熙より宣徳初の咨文は附搭貨の抽分の優免と宝鈔の給与を請うが、この記述からみて、この頃には宝鈔を絹匹に折給していたと考えられる。『万曆会典』卷一一三、礼部七〇に各附搭貨への給賜の価格の記載があり、「琉球：毎鈔二百貫、折絹一疋」とある。附搭貨の給価については小葉田淳『増補中世南島通交貿易史の研究』「給価法」（臨川書店、平成五年）に記述がある。

1-16-14

国王尚巴志より礼部あて、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破を知らせる咨（一四三一、四、一〇）

琉球国中山王尚巴志、開読の事の為にす。

先ごろ宣徳二年（一四二七）六月初二日、欽差の内官柴山、勅諭を齎捧するを蒙るに、皮弁冠服を頒賜し、並びに銅錢二百万文を齎して生漆及び各色磨刀石を収買せしむ。此れを欽む。欽遵するを除き、内、銅錢二十八万二千七百文を將て生漆及び各色磨刀石を買得す。已に宣徳三年二月内に、先ず欽差の内官柴山の来船に附し、装載して京に赴き進収せしむ。其の余の銅錢は、続いて後、再た買に至るの日に別に進用を行うは已経に備由し、具本して奏聞し、礼部に移咨するに及ぶの外、続いて宣徳五年八月初七日、欽差の内官柴山、内使阮漸、勅諭を齎捧するを蒙る。開読するに、前項の遺下の銅錢一百七十一万七千三百文にて屏風・生漆・各様磨刀石等の件を収買せよ、とあり。此れを欽む。欽遵するを除き、切に見に本国は別に所産無きも、曷ぞ敢えて違うる有らんや。随いで的当の頭目阿普察都を差わし人船を管領せしめ、尽く前項の遺下の銅錢を將て装載し、隣国の産有の地方に到る。俱に已に屏風・生漆及び各様磨刀石等の件を買得し、海船に完備し装載して回還し、本国の海上の小山の地名、由魯奴なる地方に至りて、宣徳五年十二月二十二日、船隻は風に遭いて打破し、及び差